

注 指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又は診療所（当該指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定施設基準第3条第1項又は第5条第1項の規定により当該指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者（栄養士及び調理士を除く。）が、施設支援計画（指定施設基準第24条第1項の施設支援計画をいう。）に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

5 栄養管理体制加算

イ 栄養管理体制加算(I)

- (1) 入所定員が41人以上50人以下の場合 24単位
- (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 20単位
- (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 17単位
- (4) 入所定員が71人以上80人以下の場合 15単位
- (5) 入所定員が81人以上90人以下の場合 13単位
- (6) 入所定員が91人以上100人以下の場合 12単位
- (7) 入所定員が101人以上110人以下の場合 10単位
- (8) 入所定員が111人以上120人以下の場合 10単位
- (9) 入所定員が121人以上130人以下の場合 9単位
- (10) 入所定員が131人以上140人以下の場合 8単位
- (11) 入所定員が141人以上150人以下の場合 8単位
- (12) 入所定員が151人以上160人以下の場合 7単位
- (13) 入所定員が161人以上170人以下の場合 7単位
- (14) 入所定員が171人以上180人以下の場合 6単位
- (15) 入所定員が181人以上190人以下の場合 6単位
- (16) 入所定員が191人以上の場合 6単位

ロ 栄養管理体制加算(II)

- (1) 入所定員が41人以上50人以下の場合 22単位
- (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 18単位
- (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位
- (4) 入所定員が71人以上80人以下の場合 13単位
- (5) 入所定員が81人以上90人以下の場合 12単位
- (6) 入所定員が91人以上100人以下の場合 11単位
- (7) 入所定員が101人以上110人以下の場合 10単位
- (8) 入所定員が111人以上120人以下の場合 9単位
- (9) 入所定員が121人以上130人以下の場合 8単位
- (10) 入所定員が131人以上140人以下の場合 7単位
- (11) 入所定員が141人以上150人以下の場合 7単位
- (12) 入所定員が151人以上160人以下の場合 6単位
- (13) 入所定員が161人以上170人以下の場合 6単位
- (14) 入所定員が171人以上180人以下の場合 6単位
- (15) 入所定員が181人以上190人以下の場合 5単位
- (16) 入所定員が191人以上の場合 5単位

ハ 栄養管理体制加算(III)

- (1) 入所定員が41人以上50人以下の場合 12単位
- (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 10単位
- (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 8単位
- (4) 入所定員が71人以上80人以下の場合 7単位
- (5) 入所定員が81人以上90人以下の場合 6単位

- (6) 入所定員が91人以上100人以下の場合 6単位
- (7) 入所定員が101人以上110人以下の場合 5単位
- (8) 入所定員が111人以上120人以下の場合 5単位
- (9) 入所定員が121人以上130人以下の場合 4単位
- (10) 入所定員が131人以上140人以下の場合 4単位
- (11) 入所定員が141人以上150人以下の場合 4単位
- (12) 入所定員が151人以上160人以下の場合 3単位
- (13) 入所定員が161人以上170人以下の場合 3単位
- (14) 入所定員が171人以上180人以下の場合 3単位
- (15) 入所定員が181人以上190人以下の場合 3単位
- (16) 入所定員が191人以上の場合 3単位

注1 イについては、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、指定施設支援を行った場合に、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、ロ又はハを算定している場合は、算定しない。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 障害児の栄養状態を把握し、障害児ごとの栄養計画に従い栄養管理を行っているとともに、障害児の栄養状態を定期的に記録していること。

ハ 障害児ごとの栄養計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じ当該計画を見直していること。

2 ロについては、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、指定施設支援を行った場合に、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、イ又はハを算定している場合は、算定しない。

イ 常勤の栄養士を1名以上配置していること。

ロ 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

3 ハについては、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、指定施設支援を行った場合に、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、イ又はロを算定している場合は、算定しない。

イ 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

ロ 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

第2 知的障害児通園施設支援

1 知的障害児通園施設給付費（1日につき）

イ 知的障害児（知的障害のある児童をいう。以下同じ。）又は肢体不自由児に対する指定施設支援を行う場合

- (1) 入所定員が30人以下の場合 634単位
- (2) 入所定員が31人以上40人以下の場合 581単位
- (3) 入所定員が41人以上50人以下の場合 526単位
- (4) 入所定員が51人以上60人以下の場合 475単位
- (5) 入所定員が61人以上70人以下の場合 456単位
- (6) 入所定員が71人以上80人以下の場合 437単位
- (7) 入所定員が81人以上の場合 417単位

ロ 難聴幼児に対する指定施設支援を行う場合

第3の1ハ(1)に掲げる単位数